





大山町国民健康保険診療所の項を次のように改める。  
 大山町国民健康保険診療所 西伯郡大山町今在家四七八  
 ハヤシ歯科医院の項を次のように改める。  
 ハヤシ歯科医院

全国都道府県 昭和三十四年四月一日

中尾歯科医院

兵庫県、岡山県 昭和三十四年一月一日

東京都

" 五月一日

ハヤシ歯科医院

鳥取市片原町二丁目三四

八頭郡若桜町中町二七七

東京都

昭和三十四年三月二十五日

中尾歯科医院

兵庫県、岡山県

昭和三十四年三月二十五日

### 鳥取県告示第四百二十七号

昭和三十四年五月鳥取県告示第三百三十八号（国民健康保険療養取扱機関の申出について）の一部を次のように

百村歯科医院の項を次のように改める。

百村歯科医院

鳥取市本町一丁目三九

岡山県、兵庫県

昭和三十四年三月二十五日

に改正する。

昭和三十四年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第

十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

岡山県、兵庫県

昭和三十四年三月二十五日

### 公安委員会規則

四 主たる寄附者及び支出  
 □ 寄附者 該当なし  
 □ 支出 該当なし

規則をここに公布する。

昭和三十四年八月七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文  
 鳥取県公安委員会規則第八号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、  
 担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の  
 名称、位置、担任区域及び受持区域等に關する規則の一部を改正する規則

昭和34年8月7日 金曜日 鳥取県公報 第3045号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、  
担任区域及び受持区域等に關する規則（昭和二十九年七  
月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改  
正する。

## 別表一中

鳥取県境港警察署	小篠津町巡査部長派出所	境港市大字小篠津	第九号巡査駐在所受持区域内一円
----------	-------------	----------	-----------------

別表二中 鳥取県境港警察署の項を次のように改める。

鳥取県境港警察署	一 水上巡査派出所	境港市朝日町	境港市のうち花町、岬町、入船町
	二 "	"	" 朝日町、東雲町、東本町
	三 港 "	" 栄町	" 中町、相生町、末広町
	四 "	"	" 本町、栄町、松ヶ枝町
	五 "	"	" 日ノ出町、京町
	六 駅前 "	" 大正町	" 明治町、大正町
	七 "	" 蓬池町、浜の町、弥生町、米川町、馬場崎町	
	八 "	" 上道町	
九 境港市竹内町巡査駐在所	" 竹内町	" 中野町、福定町、竹内町、高松町	

一〇 "	小篠津町 "	" 小篠津町	" 新屋町、小篠津町、佐斐神町
一一 "	渡町 "	" 渡町	" 渡町、森岡町
一二 "	外江町 "	" 外江町	" 外江町

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年七月一日から適用する。

- 二 制限の種別
- 速度制限 每時二五キロメートル
- 三 制限の期間

昭和三十四年八月七日から同年同月三十一日まで

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第二十二号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第十  
条の規定により次のとおり速度を制限する。

昭和三十四年八月七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

## 一 制限の場所

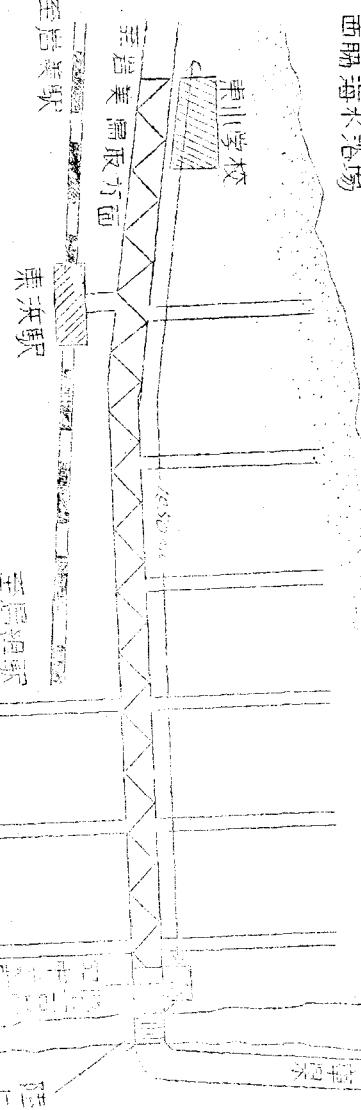
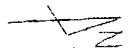
主要地方道鳥取浜坂香住線岩美郡岩美町大字陸上三三  
番地地先から同地内一〇〇四番地地先まで

一、〇五〇メートルの間（別添図面のとおり）

(別図)

日本海

西脇海水浴場



昭和四年四月十五日第  
郵便物認可 発行日 火、金  
印 発  
刷 行 鳥  
所 取 県 鳥  
鳥 取 市 鳥  
市 東 鳥  
町 取 県 印  
縣 印 刷 所

